

平時の啓発活動におけるトイレトレーラーの運用にかかる内規

(趣旨)

第1条 この内規は、草津市（以下「市」という。）が所有するトイレトレーラーの平時の啓発活動における車両の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象となる事業)

第2条 トイレトレーラーの派遣は、次の各号のいずれにも該当する事業を対象とする。

- (1) 市または草津市教育委員会が主催もしくは共催する事業で事業参加予定者が1,000人以上であること、または草津市協働のまちづくり条例第11条第1項の規定により市が認定したまちづくり協議会が主催する事業
- (2) 草津市民を主な対象とする事業
- (3) 草津市内で開催される事業
- (4) 災害時のトイレとして啓発することができる事業であること。
- (5) 専ら営利を目的とする事業でないこと。
- (6) 法令または公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とした事業でないこと。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とした事業でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が携わることなく、かつ、そのおそれのない事業であること。

2 その他市長が特に必要と認める事業

(派遣の条件)

第3条 市長は、トイレトレーラーの派遣にあたり、次の各号に掲げる全ての条件を付するものとする。

- (1) 派遣期間は、設置日および撤収日を含めて5日以内とし、原則、設置および撤収は平日の9時～16時までに行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 派遣期間中または派遣の決定通知を受け取った後に、災害が発生した場合または車両が故障した場合は、派遣を中止するものとする。
- (3) トイレトレーラーの設置場所は傾斜が無く、十分な空地が確保されていること。
- (4) トイレトレーラーの運搬に支障がない道幅等が確保されていること。
- (5) トイレトレーラーの運搬、設置および撤収は危機管理課長が指名する市職員が行うものとする。
- (6) 使用前に取扱説明を受けること。
- (7) トイレトレーラーの移動や使用場所への設置にかかる費用は市の負担とする。故障、破損等の修繕が必要な事態が発生した場合は、申請者が費用を負担するものとする。

(8) 派遣期間中は、申請者が責任をもって管理するものとし、事故等あった場合は、申請者が対応すること。

(9) 対象事業の実施中は、市が用意したパネルを展示すること。

2 前条第1号に掲げる草津市協働のまちづくり条例第11条第1項の規定により市が認定したまちづくり協議会が主催する事業である場合は、年間で各学区1回までとする。

(トイレとして使用する条件)

第4条 市長は、トイレとして使用する場合は前条の条件に加えて、次の各号に掲げる全ての条件を付するものとする。

(1) トイレを使用するために必要となるトイレトーパー、トイレマット、清掃用品等の消耗品、電気料金、上下水道使用料金、し尿処理料金、清掃料金等のトイレの使用に関する費用および市の指定するトイレクリーナー購入費用は全て申請者の負担とする。

(2) し尿処理および清掃業務は、別紙仕様にに基づき、市が指定する業者にて実施させるものとする。

(3) トイレトレーラー派遣期間終了時にし尿処理および清掃業者の業務完了届の写しを市に提出し、市の検査を受けるものとする。

(派遣の申請)

第5条 トイレトレーラーの派遣を希望する者は、派遣期間の初日の3カ月前までに、草津市トイレトレーラー派遣申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書、実施要領等

(2) 会場図面(配置図、進入路が分かるもの)

(3) その他市長が必要と認めたもの

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、派遣の決定または却下を草津市トイレトレーラー派遣決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 派遣を受けることを中止するとき

(2) 申請書類の内容に変更が生じたとき

付 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。